



改 正 案	現 行
<p>という。)を含む。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 小規模保育事業所A型には、保育士(地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含む)。</p> <hr/> <p>次項において同じ。) 、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士(地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含む)。</p> <hr/> <p>次項において同じ。) その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。) 、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員</p>	<p>という。)を含む。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 小規模保育事業所A型には、保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。) 、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。) その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。) 、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員</p>

改 正 案	現 行
<p>を置かないことができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（<u>地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含む。</u></p> <hr/> <p>次項において同じ。）<u>、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所</u>にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（<u>地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含む。</u></p> <hr/> <p>次項において同じ。）<u>その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）</u>、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かな</p>	<p>を置かないことができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（<u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。</u></p> <hr/> <p>次項において同じ。）<u>、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所</u>にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（<u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。</u>次項において同じ。）<u>その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）</u>、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かな</p>



